

室料相当額控除に係る届出の提出について

令和7年8月より「**その他型**」及び「**療養型**」介護老人保健施設の多床室並びに「**Ⅱ型**」**介護医療院の多床室**について、新たに基本報酬から**室料相当額（▲26単位/日）**を控除し、利用者負担を求めることとなりました。

これに伴い、上記に該当する全ての介護老人保健施設及び介護医療院が、令和7年8月からの介護給付費算定に係る届出（加算届）を提出いただくこととなります。該非問わず提出が必要です。

別添資料も併せてご確認をお願いします。

提出期限：令和7年8月1日（金）

提出書類：

- ① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書＜指定事業者用＞（別紙2）
- ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）（別紙1-1）※短期入所療養介護を運営している場合は、別途作成すること
- ③ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス、介護予防支援）（別紙1-2）※介護予防短期入所療養介護を運営している場合のみ
- ④ 各多床室の床面積と入所定員数がわかる書類

提出方法：電子申請・届出システムのみ

Q & A

該当非該当の基準はなにか。

厚生労働大臣が定める施設基準(平成 27 年 3 月 23 日告示第 96 号)
十六の二、五十七の二、六十八の四の二より、
床面積の合計を入所定員で除した数が 8 以上であること。(※老健は別途要件あり)

除した数が 8 以上であること。→「該当」

除した数が 8 未満であること。→「非該当」

計算方法は？

多床室一部屋あたりの床面積(内法)の合計を入所定員で除する。

ひとつでも非該当の部屋がある場合はどのように届出をしたらいいか。

「該当」と届出し、入所者ごとの請求で調整を行ってください。

ユニット型は提出が必要か。

提出は不要です。

各多床室の床面積と入所定員数がわかる書類のフォーマットはあるか。

参考として市が用意しているものがありますが、任意様式でも問題ありません。

今回該当の居室以外にも書類に記載する必要があるか。

個室以外はすべて記載をお願いします。

お問い合わせ先
川口市介護保険課事業者係
電話：048-259-7293
担当：清水、岩佐、川久保